

公募公告

次のとおり公告します。

2025年10月2日
株式会社国際協力銀行
財務・システム部門
管理部長 石川 敬之

1. 公募に付する事項

(1) 件名

出資案件等における法的事項検討に係る業務委嘱

(2) 本公募の趣旨

本公募は、2.の応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認するために、対象業務の委託を受ける意思のある者を募集するために実施するものである。

(3) 作業内容等

公募説明書及び公募仕様書による。

(4) 履行期間

2026年1月下旬から1年間

2. 応募資格

(1) 次の項目に該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者。
- ② 公募に参加しようとする者が、株式会社国際協力銀行（以下「当行」という。）の契約に関して次の各号のいずれかに該当すると認められたときから当行が定めた3年以内の期間を経過しない者。
 - イ. 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ロ. 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ハ. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - ニ. 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ホ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - ヘ. 前記イ. からホ. までの規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
- ③ ②に該当する者を公募代理人として使用する者。
- ④ 参加意思確認書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。

(2) 参加意思確認書及び審査書類等の提出期限の日から応募資格を付与するまでの期間に、当行から契約資格喪失措置を受けた者でないこと。

(3) その他、当行が不相当と認めた者でないこと。

(4) 公募説明書の交付を受けた者であること。

(5) 契約の性質及び目的から、次に定める資格を満たす者に応募資格を付与する。

資 格	
①	以下の要件を満たす者であること。
イ.	東京都内に事務所を有する (イ) (a) 法律事務所若しくは (b) 弁護士法人又は (ロ) 外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業であるかは問わない。) (以下、(イ) 及び (ロ) 合わせて「法律事務所等」という。) であること。
ロ.	海外事業に関する出資案件での弁護士実務経験が 15 年以上で、輸出信用機関 (当行を含む。)、政策金融機関又は国際開発金融機関が行った出資案件に対するアドバイス経験を有する日本法の法曹資格を有する弁護士が、委嘱業務の監督を行うことができること。
ハ.	以下の (イ) 又は (ロ) のいずれかを満たす法律事務所等であること。 (イ) 過去 3 年間 (2022 年 8 月 1 日～2025 年 7 月 31 日) Chambers & Partners の Japan ランキングの (a) Corporate/M&A の Domestic in Japan 又は (b) Corporate/M&A の International in Japan で Band4 以上にランク付けされたことがあること。 (ロ) 過去 3 年間 (2022 年 8 月 1 日～2025 年 7 月 31 日) の Legal 500 の Japan の Practice areas におけるランキングの Corporate and M&A の (a) “Independent local firms” 又は (b) “International firms and joint ventures” のランキングで Tier 5 以上にランク付けされたことがあること。
ニ.	過去 3 年間 (2022 年 8 月 1 日～2025 年 7 月 31 日) に以下の両方の出資案件 (エクイティ・ファイナンス案件を想定しており、融資案件は含まない。契約調印済み案件に限る。以下同じ。) に携わった経験を有する法律事務所等であること。 (イ) 海外事業に関する出資案件：27 件以上 (ロ) 輸出信用機関 (当行を含む。)、政策金融機関又は国際開発金融機関側のアドバイザーとして関与した出資案件 ((イ) と重複可、日本国内向け出資案件を除く。)：3 件以上
②	業務従事者が以下の要件を満たすこと。
イ.	履行期間に亘り、当行の要請に応じ、当行の委嘱業務を行う時間に当行執務室、当行の指定若しくは同意する場所又は受託者の執務室において業務が可能であること。
ロ.	2025 年 7 月 31 日時点で弁護士実務経験 14 年以上であること (海外ロースクールに留学している場合は、当該留学期間を算入して良い。) (英国 (イングランド及びウェールズ) 法、豪州法、カナダ法又はシンガポール法の法曹資格の場合は、法律事務所などにトレーニーとして雇用され業務に従事していた期間を算入して良い。)
ハ.	法曹資格として以下のいずれかを有していること。 (イ) 日本法 (ロ) 英国 (イングランド及びウェールズ) 法 (ハ) 米国ニューヨーク州法
ニ.	日本語の契約文書の立案及びビジネスレベルでの読み書きが可能であること。
ホ.	以下の両方の出資案件等に携わった経験を有する業務従事者であること。 (イ) 海外事業に関する出資案件：11 件以上

	(ロ) 輸出信用機関（当行を含む。）、政策金融機関又は国際開発金融機関側のアドバイザーとして関与した出資案件（(イ) と重複可、日本国内向け出資案件を除く。）：2 件以上
③	顧客情報管理体制が確立されていること。
④	契約書（案）に同意できること。

3. 資格審査

- (1) 「参加意思確認書」により参加意思を表明する。
- (2) 当行が審査のうえ合格した者を「応募資格者」とする。

4. 参加意思確認書の提出場所等

(1) 公募説明書を交付する交付期間及び場所

- ① 交付期間：2025 年 10 月 2 日から 2025 年 10 月 20 日 15 時 00 分まで
- ② 交付場所：

公募説明書は以下のサイトに掲載する。

「関連資料ダウンロード」欄にアクセスの上、交付を受ける者の情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力した上でダウンロードし受領すること。

株式会社国際協力銀行ホームページ→「調達情報」→「入札情報／公募」

※なお、調達担当部署は以下のとおり。

〒100-8144

東京都千代田区大手町一丁目 4 番 1 号

株式会社国際協力銀行財務・システム部門 管理部第 1 課

電話 03-5218-9212

メールアドレス：chotatsu01@jbic.go.jp

(2) 参加意思確認書の提出期限及び提出方法

提出期限	提出方法	審査結果通知期限
2025 年 10 月 20 日 15 時 00 分 (必着)	電子メールによる。	2025 年 10 月 30 日 (メール送信)

(3) 提出及び問い合わせ受付時間

土曜日、日曜日及び祝日を除く平日 9 時 00 分から 17 時 00 分（12 時 00 分から 13 時 00 分を除く）

5. その他

(1) 参加意思確認手続の無効
公募説明書による。

(2) 審査後の手続

当行が審査の結果、応募資格を満たすと認められる参加希望者がいない場合には、特定法人等との随意契約による契約手続を予定している。

なお、応募資格を満たすと認められる参加希望者がいる場合においては、企画競争による契約手続を行うことを予定している。

(3) その他

詳細は公募説明書によるものとする。

以 上